

市民参加で政治を使いこなす！ ～生活の視点からの提案で社会のしくみを変える

私たちは、誰もが主権者として、政治に参加しやすく、声を上げやすいしくみを自治体につくことをめざしてきました。自治とは、自分たちが幸せを感じられる社会を、多様な人々との対話を通じ実現していくことです。地域社会においても、議会内においても、既成概念を乗り越えるための民主的な合意形成のしくみづくりが求められています。

子どもや若者、女性の貧困など、見えにくい孤立化・分断が進んでいます。また、外国人差別もなくなっておりません。差別のある社会は、平和な社会ではありません。分断を防いで地域の中から平和づくりを進め、全ての人の人権が尊重される社会をつくります。政治を生活の道具として使いこなす、社会のしくみを変えていきましょう。

市民自治のまちづくりをすすめる

【基本政策】

- ① 参加と協働を実践するため、自治のしくみを整える。
- ② 情報公開をすすめ、区政・市政の透明性を高める。
- ③ 主体的に自分らしくはたらくためのワークルールを整える。
- ④ 市民活動の活性化を支援する。

【具体施策】

- ① 自治基本条例[※]を制定する。
 - ・既に自治基本条例がある自治体では、市民参加による条例の検証・見直しを行う。
 - ・無作為抽出の市民ワークショップを取り入れ、多様な意見を政策づくりに活かす。
 - ・常設型住民投票[※]を可能にするため、住民投票条例や住民投票の条項を入れた自治基本条例を策定する。
- ② 自治と情報公開の礎となる、公文書管理条例を制定する。
 - ・条例制定時には、残すべき公文書の定義を広く規定する。
 - ・公開している会議の情報提供を、さらに積極的にすすめる。
 - ・個人情報保護の重要性を、現場の自治体から訴える。
 - ・行政による個人情報保護の侵害を市民とともに監視する。
- ③ 民間委託事業者で働く人の労働環境を整えるため公契約条例[※]を制定する。
 - ・行政と対等な関係で公的事業を実施するための市民協働契約のルールをつくる。
 - ・労働者協同組合法^{補足説明3}や東京都ソーシャルファーム条例^{補足説明4}を活用し、新しい働き方を地域で広げる。
 - ・市民金融[※]の周知をすすめ、地域に必要な社会事業（コミュニティ・ワーク）をひろげる。

※ **自治基本条例**：2022年10月時点で制定されているのは、清瀬市、杉並区、多摩市、文京区、中野区、足立区、豊島区、三鷹市、国分寺市、小平市、練馬区、新宿区、調布市、東村山市、武蔵野市。ほかに葛飾区、西東京市、小金井市、八王子市に市民参加条例がある。

※ **常設型住民投票**：2022年10月時点で、東京都内で常設型住民投票制度をもっているのは小金井市のみ。小金井市市民参加条例「第6章 市民投票」において、投票資格者総数の100分の13以上の連署をもって実施を請求できると規定されている。

※ **公契約条例**：2022年10月時点で、東京都内で制定されているのは、江戸川区、多摩市、渋谷区、国分寺市、足立区、千代田区、世田谷区、目黒区、日野市、新宿区、杉並区、中野区、北区、葛飾区。

- ④ 既存の町会・自治会などに属さない、新たな住民団体(集合住宅の自治組織など)の発足を支援する。
- ・地域の教育についての対話と意見交換の場として活動している団体の声を尊重し、支援する。
 - ・公共施設を市民活動に貸し出すと同時に、オンラインでの集会ができる設備を提供する。
 - ・市民活動を活性化し、行政との協働をすすめ共助による生活支援のしくみをつくる。
 - ・チャリティーショップ^{*}と行政が連携し、福祉・防災の地域ニーズに応えるための連携体制をつくる。
 - ・市民参加で様々な事態を想定した災害対策訓練を行う。

市民にひらかれた自治体議会をつくる

【基本政策】

- ① 議会への市民参加をすすめる。
- ② わかりやすい議会活動報告をする。
- ③ 女性の声を議会に届ける。
- ④ 子どもの声を議会に活かす。

【具体施策】

- ① 議会基本条例^{*}を制定する。
 - ・駅前や大型商業施設などへの投票所設置やユニバーサルデザインなどの配慮により、投票しやすい環境を整える。
 - ・議員間討議を活性化させ、組織として機能する議会に変える。
 - ・WEB配信・録画配信・傍聴席のバリアフリー化など傍聴しやすい環境を整える。
 - ・議会傍聴者が、議案資料の持ち帰りができるようにする。
 - ・陳情・請願制度を身近にし、議会への市民参加をすすめる。
 - ・議会と市民の活動団体の交流をすすめる。
 - ・フリースピーチなど、議会として市民による提案を聞くしくみをつくる。
- ② 会派や政党でなく議会が主催する議会活動報告会を実施する。
 - ・オンライン形式や地域出張型で、参加しやすい議会報告会を開催する。
 - ・視覚障がい者向けの、点字版や音声版の議会報告をつくる。
 - ・議会のHPを充実させ、いつでも議会の活動が確認できるようにする。
- ③ 女性議員5割をめざし女性議員を増やす。
 - ・議会内託児所など女性議員が働きやすい環境を整える。
 - ・議会でのハラスメントを防止するための条例や規則を整える。

※ **市民金融**：市民が出資した資金を、福祉や環境保全など地域貢献活動を行うNPOや個人などに融資する非営利バンクのことで、「金融NPO」「NPOバンク」とも呼ばれる。

※ **チャリティーショップ**：市民から寄付された物品をボランティアなどの協力で販売し、その収益を非営利活動に活用する。特定非営利法人エコメッセなどが参加して日本チャリティーショップ・ネットワーク(JCSN)をつくり連携している。

※ **議会基本条例**：2022年10月時点で制定されているのは、多摩市議会、調布市議会、荒川区議会、小平市議会、八王子市議会、立川市議会、東村山市議会、日の出町議会、国立市議会、板橋区議会、あきる野市議会、小金井市議会、府中市議会、墨田区議会、武蔵野市議会、瑞穂町議会。

- ④ 陳情・アンケート・ヒヤリングなどを通じ、子どもの意見を議会や行政施策に反映するしくみをつくり、議会に子どもの声を届ける。
 - ・子ども議会を開催し、自治体施策に反映する。

平和・多民族共生のまちをつくる

【基本政策】

- ① 子どもから大人まで憲法・人権を学ぶ。
- ② 事実に基づいた歴史認識と平和の大切さを足元から広める。
- ③ 外国籍の住民も共に暮らしやすい多文化共生社会をつくる。

【具体施策】

- ① シチズンシップ教育をすすめ、社会を変える提案ができる主体を育てる。
 - ・子どものころから、民主的な話し合いや、自己決定のできる環境を整える。
 - ・公民館などの公共施設を市民の憲法・人権問題学習の場として保障する。
 - ・ヘイトスピーチやインターネット上での人権侵害などについて防止のための啓発をすすめる。
- ② 平和資料館をつくる。
 - ・地域史（区史・市史）に市民の声を残す。
 - ・平和学習に、地域の戦争体験談や歴史を取り入れる。
 - ・平和の語り部を育成し、語り部活動をひろげる。
- ③ 外国籍住民の住民自治への参加をすすめる。
 - ・地域に国際交流や移住者の生活支援の拠点をつくり、分断を広げず多民族共生をはかる。
 - ・自治体や議会からの情報提供を多言語化する。